

【請求に係る対象保有個人情報】

番号	文書
1	児童虐待通告・相談受付票
2	援助要請書
3	リスクアセスメントシート
4	会議録
5	児童票
6	指導経過記録
7	児童援助決定書
8	一時保護連絡票
9	指導措置決定通知書
10	一時保護決定通知書
11	児童一時保護委託書
12	一時保護解除決定通知書
13	児童一時保護委託解除通知書
14	措置決定通知書
15	措置通知書
16	措置期間継続決定通知書
17	措置期間継続通知書
18	措置期間更新決定通知書
19	措置期間更新通知書
20	児童自立支援計画書
21	児童相談所弁護士とのやり取りに係る文書
22	関係機関とのやり取りに係る文書
23	住民票及び戸籍謄本（写）
24	父と〇〇児童相談所のやり取りに係る文書
24	母と〇〇児童相談所のやり取りに係る文書
24	父母代理人弁護士と〇〇児童相談所のやり取りに係る文書
25	都民の声カード
26	令和〇年（家）第〇号事件及び当該事件に付随する関連事件
27	令和〇年（家）第〇号事件及び当該事件に付随する関連事件
28	令和〇年（家）第〇号、第〇号事件及び当該事件に付随する関連事件
29	令和〇年（家）第〇号、第〇号事件及び当該事件に付随する関連事件
30	令和〇年（家）第〇号、第〇号事件及び当該事件に付随する関連事件
31	令和〇年（〇）第〇号事件及び当該事件に付随する関連事件

32	令和○年（○）第○号、第○号事件及び当該事件に付随する関連事件
33	令和○年（○）第○号事件
34	令和○年（○）第○号一時保護決定取消請求事件 判決
35	令和○年（○）第○号一時保護処分取消請求事件及び当該事件に付随する関連事件
36	開示請求、訂正請求、利用停止請求にかかる起案文書
37	審査請求にかかる起案文書

【不開示の理由】

開示請求者は、同種の請求を頻繁に繰り返しており、過去の開示請求において既に開示済みであるものや却下処分の通知を行っているもの、訂正請求や利用停止請求に対する却下、非停止処分の通知を行っているもの、審査請求の弁明書や裁判資料など、既に開示請求者自身が保有、認識する文書についても重ねて請求している。

児童相談所が、保有する全ての文書の詳細を開示請求者の求める程度まで示さないことなどに対し、開示請求者は、職員への不満や苦情などを繰り返し、請求対象文書の特定が出来ないとして、全ての文書の請求を申し立てている。

全ての文書の開示請求への対応は、児童相談所が処理可能な作業量や所要時間を無視したものであり、児童相談所からの、これまでに開示した文書を請求対象外とすることや、請求対象の分割などの提案も認められず、児童相談所のその他の相談援助活動や業務の遂行に支障をきたすことが明白である。

以上のとおり、開示請求者による開示請求は、請求の内容において個人情報の開示請求制度を定めた趣旨に反し、また、その態様も看過し難く、かつ、児童相談所業務に多大な支障を来していることから、個人情報の保護に関する法律の趣旨目的を著しく逸脱したものであり、権利の濫用に該当するものと判断する。

したがって、本件開示請求については、これを却下する。